

○ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）

改正案	現行
<p>(定義)            第八条 (略)            2～40 (略)</p> <p>41  この規則において、「金融商品」とは、金融資産（金銭債権、有価証券及びデリバティブ取引により生じる債権（これらに準ずるものを含む。）をいう。第八条の六の二第三項において同じ。）及び金融負債（金銭債務及びデリバティブ取引により生じる債務（これらに準ずるものを含む。）をいう。同項において同じ。）をいう。</p> <p>42  この規則において、「資産除去債務」とは、有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によつて生じる当該有形固定資産の除去に関する法律上の義務及びこれに準ずるものをいう。</p> <p>43  この規則において、「工事契約」とは、請負契約のうち、土木、建築、造船、機械装置の製造その他の仕事に係る基本的な仕様及び作業内容が注文者の指図に基づいているものをいう。</p> <p>(重要な会計方針の記載)            第八条の二 財務諸表作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他財務諸表作成のための基本となる事項（次条において「会計方針」という。）で次の各号に掲げる事項は、</p>	<p>(定義)            第八条 (略)            2～40 (略)</p> <p>(新設)            (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(重要な会計方針の記載)            第八条の二 財務諸表作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他財務諸表作成のための基本となる事項（次条において「会計方針」という。）で次の各号に掲げる事項は、</p>

キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、記載を省略することができる。

一〇七 (略)

八 ヘッジ会計（ヘッジ手段（資産（将来の取引により確実に発生すると見込まれるものを含む。以下この号において同じ。）若しくは負債（将来の取引により確実に発生すると見込まれるものを含む。以下この号において同じ。）又はデリバティブ取引に係る価格変動、金利変動及び為替変動による損失の危険を減殺することを目的とし、かつ、当該損失の危険を減殺することが客観的に認められる取引をいう。以下この号及び第六十七条第一項第二号において同じ。）に係る損益とヘッジ対象（ヘッジ手段の対象である資産若しくは負債又はデリバティブ取引をいう。第八条の八第三項及び第六十七条第一項第二号において同じ。）に係る損益を同一の会計期間に認識するための会計処理をいう。第八条の八第一項及び第三項において同じ。）の方法

九・十 (略)

（金融商品に関する注記）

第八条の六の二 金融商品については、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

- 一 金融商品の状況に関する次に掲げる事項
- イ 金融商品に対する取組方針

キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、記載を省略することができる。

一〇七 (略)

八 ヘッジ会計（ヘッジ手段（資産（将来の取引により確実に発生すると見込まれるものを含む。以下この号において同じ。）若しくは負債（将来の取引により確実に発生すると見込まれるものを含む。以下この号において同じ。）又はデリバティブ取引に係る価格変動、金利変動及び為替変動による損失の可能性を減殺することを目的とし、かつ、当該可能性を減殺することが客観的に認められる取引をいう。以下この号及び第六十七条第一項第二号において同じ。）に係る損益とヘッジ対象（ヘッジ手段の対象である資産若しくは負債又はデリバティブ取引をいう。第六十七条第一項第二号において同じ。）に係る損益を同一の会計期間に認識するための会計処理をいう。第八条の八第一項第二号において同じ。）の方法

九・十 (略)

（新設）

- 
- ロ 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク
  - ハ 金融商品に係るリスク管理体制
  - 二 金融商品の時価に関する次に掲げる事項
    - イ 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの貸借対照表計上額
    - ロ 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの時価
    - ハ 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの貸借対照表計上額と貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの時価との差額
    - ニ 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法
    - ホ ロからニまでに掲げる事項に関する説明
  - 2 前項第二号ロからホまでに掲げる事項については、時価の把握が困難な場合には、同項本文の規定にかかわらず、注記することを要しない。この場合には、その旨及びその理由を注記しなければならない。
  - 3 金融資産及び金融負債の双方がそれぞれ資産の総額及び負債の総額の大部分を占めており、かつ、当該金融資産及び金融負債の双方が事業目的に照らして重要である財務諸表提出会社にあつては、当該金融資産及び金融負債の主要な市場リスク（金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標の数値の変動による損失の危険をいう。以下この項及び次項において同じ。）の要因となる当該指標の数値の変動に対する当該金融資産及び金融負債の価値の変動率に重要性がある場合には、次の各号に掲げる金融商品の区分に
-

- 
- 応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。
- 一 そのリスク管理において、市場リスクに関する定量的分析を利用している金融商品 当該分析に基づく定量的情報及びこれに関連する情報
  - 二 そのリスク管理において、市場リスクに関する定量的分析を利用していない金融商品 次のイ及びロに掲げる事項
  - イ そのリスク管理において、市場リスクに関する定量的分析を利用していない旨
  - ロ 市場リスクの要因となる金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標の数値の変動を合理的な範囲で仮定して算定した時価の増減額及びこれに関連する情報
- 4 前項第二号ロに掲げる事項が、財務諸表提出会社の市場リスクの実態を適切に反映していない場合には、その旨及びその理由を注記しなければならない。
- 5 金銭債権（時価の変動により利益を得ることを目的として保有するものを除く。）及び有価証券（売買目的有価証券を除く。）のうち満期のあるものについては、償還予定額の合計額を一定の期間に区分した金額を注記しなければならない。
- 6 社債、長期借入金、リース債務及びその他の負債であつて、金利の負担を伴うものについては、返済予定額の合計額を一定の期間に区分した金額を注記しなければならない。ただし、当該金額が第二百一十一条第一項第三号に規定する社債明細表又は同項第四号に規定する借入金等明細表に記載されている場合には、その旨の注記をも
-

つて代えることができる。

7 前各項に定める事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

(有価証券に関する注記)

第八条の七 前条(第七項を除く。)に定める事項のほか、有価証券については、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一 売買目的有価証券 当該事業年度(特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令(平成五年大蔵省令第二十二号)第二十三条第二号に規定する特定有価証券であつて、計算期間の終了の時に於ける当該有価証券の評価額を翌計算期間における期首の帳簿価額として記載する方法を採用している場合にあつては、最終の計算期間)の損益に含まれた評価差額

二 満期保有目的の債券 当該債券を貸借対照表日における時価が貸借対照表日における貸借対照表計上額を超えるもの及び当該時価が当該貸借対照表計上額を超えないものに区分し、その区分ごとの次に掲げる事項

- イ 貸借対照表日における貸借対照表計上額
- ロ 貸借対照表日における時価
- ハ 貸借対照表日における貸借対照表計上額と貸借対照表日における時価との差額

(有価証券に関する注記)

第八条の七 有価証券については、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、第六号に掲げる事項については、同号に規定するその他有価証券の売却損益の合計額の金額の重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

一 売買目的有価証券

イ 貸借対照表日における貸借対照表計上額

ロ 当該事業年度(特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令(平成五年大蔵省令第二十二号)第二十三条第二号に規定する特定有価証券であつて、計算期間の終了の時に於ける当該有価証券の評価額を翌計算期間における期首の帳簿価額として記載する方法を採用している場合にあつては最終の計算期間)の損益に含まれた評価差額

二 満期保有目的の債券で時価のあるもの

- イ 貸借対照表日における貸借対照表計上額
- ロ 貸借対照表日における時価
- ハ 当該債券を貸借対照表日における時価が貸借対照表日における貸借対照表計上額を超えるもの及び当該時価が当該貸借対照

- 三 子会社株式（売買目的有価証券に該当する株式を除く。）及び  
関連会社株式（売買目的有価証券に該当する株式を除く。）
  - イ 貸借対照表日における貸借対照表計上額
  - ロ 貸借対照表日における時価
  - ハ 貸借対照表日における貸借対照表計上額と貸借対照表日にお  
ける時価との差額
  - 四 その他有価証券（株式、債券及びその他の有価証券  
をいう。第六号において同じ。）の種類ごとに当該有価証券を貸  
借対照表日における貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの及  
び当該貸借対照表計上額が取得原価を超えないものに区分し、そ  
の区分ごとの次に掲げる事項
  - イ 貸借対照表日における貸借対照表計上額
  - ロ 取得原価
  - ハ 貸借対照表日における貸借対照表計上額と取得原価との差額
  - 五 当該事業年度中に売却した満期保有目的の債券（債券の種類ご  
との売却原価、売却額、売却損益及び売却の理由
  - 六 当該事業年度中に売却したその他有価証券（有価証券の種類ご  
との売却額、売却益の合計額及び売却損の合計額
- (削る)

- 表計上額を超えないものに区分し、当該区分ごとの当該時価と  
当該貸借対照表計上額との差額
- 三 子会社株式（売買目的有価証券に該当する株式を除く。）及び  
関連会社株式（売買目的有価証券に該当する株式を除く。）で時  
価のあるもの
- イ 貸借対照表日における貸借対照表計上額
- ロ 貸借対照表日における時価
- ハ 貸借対照表日における貸借対照表計上額と貸借対照表日にお  
ける時価との差額
- 四 その他有価証券で時価のあるもの（有価証券の種類（株式及び  
債券等をいう。）ごとの次に掲げる事項
- イ 取得原価
- ロ 貸借対照表日における貸借対照表計上額
- ハ 当該有価証券を貸借対照表日における貸借対照表計上額が取  
得原価を超えるもの及び当該貸借対照表計上額が取得原価を超  
えないものに区分し、当該区分ごとの当該貸借対照表計上額と  
取得原価との差額
- 五 当該事業年度中に売却した満期保有目的の債券（債券の種類ご  
との売却原価、売却額、売却損益及び売却の理由
- 六 当該事業年度中に売却したその他有価証券（売却額、売却益の  
合計額及び売却損の合計額
- 2 時価評価されていない有価証券（前項第二号及び第三号に掲げる  
有価証券を除く。）がある場合には、主なものについて保有目的ご

2 | (略)

3 | 当該事業年度中に有価証券の減損処理を行った場合には、その旨及び減損処理額を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

(削る)

4 | 前三項(第一項第三号を除く。)に定める事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

(デリバティブ取引に関する注記)

第八条の八 第八条の六の二(第七項を除く。)に定める事項のほか、デリバティブ取引については、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引 取引の対象物(通貨、金利、株式、債券、商品及びその他の取引の対象物)をいう。次号において同じ。)の種類ごとの次に掲げる事項

とにその内容及び貸借対照表計上額を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

3 | (略)

(新設)

4 | その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券については、有価証券の種類(株式及び債券等)をいい、債券である場合には債券の種類)ごとに、償還予定額の合計額を一定の期間に区分した金額を注記しなければならない。

5 | 第一項(同項第三号を除く。)から前項までに定める事項は、当該会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

(デリバティブ取引に関する注記)

第八条の八 デリバティブ取引については、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合は、この限りでない。

一 取引の状況に関する事項 取引の内容、取引に対する取組方針、取引の利用目的、取引に係るリスクの内容、取引に係るリスク管理体制及び次号に定める事項についての補足説明

イ 貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額

ロ 貸借対照表日における時価及び評価損益

ハ 時価の算定方法

二 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引 取引の対象物の種類ごとの次に掲げる事項

イ 貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額

ロ 貸借対照表日における時価

ハ 時価の算定方法

2 前項第一号に定める事項は、取引（先物取引、オプション取引、先渡取引、スワップ取引及びその他のデリバティブ取引をいう。次項において同じ。）の種類、市場取引又は市場取引以外の取引、買付約定に係るもの又は売付約定に係るもの、貸借対照表日から取引の決済日又は契約の終了時までの期間及びその他の項目に区分して記載しなければならない。

3 第一項第二号に定める事項は、ヘッジ会計の方法、取引の種類、ヘッジ対象及びその他の項目に区分して記載しなければならない。

4 第一項に定める事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

（持分法損益等の注記）

第八条の九 連結財務諸表を作成していない会社にあつては、次の各

二 取引の時価等に関する事項（ヘッジ会計が適用されているものは除くことができる。） 取引の対象物の種類（通貨、金利、株式、債券及び商品等をいう。）ごとの貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定根拠

2 前項第二号に定める事項は、取引の種類（先物取引、オプション取引、先渡取引、スワップ取引及びその他のデリバティブ取引をいう。）による区分、市場取引とそれ以外の取引の区分、買付約定に係るものと売付約定に係るものの区分、貸借対照表日から取引の決済日又は契約の終了時までの期間による区分等の区分により、デリバティブ取引の状況が明瞭に示されるよう記載するものとする。

（持分法損益等の注記）

第八条の九 連結財務諸表を作成していない会社にあつては、関連会

号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、第一号に定める事項については、損益及び利益剰余金からみて重要性の乏しい関連会社を除外することができる。

一 関連会社がある場合 関連会社に対する投資の金額並びに当該投資に対して持分法を適用した場合の投資の金額及び投資利益又は投資損失の金額

二 開示対象特別目的会社（第八条第七項の規定により特別目的会社（同項の規定により出資者等（当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した会社等をいう。）の子会社に該当しないものと推定されるものに限る。）をいう。以下この号において同じ。）がある場合 開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社との取引の概要及び取引金額その他の重要な事項

（自社株式オプション及び自社の株式を対価とする取引の注記）  
第八条の十六 第八条の十四の規定のほか、役務の受領又は財貨の取得の対価として自社株式オプションを付与又は自社の株式を交付している場合には、前条第一項各号に掲げる事項のうち該当する事項について、同条に準じて記載しなければならない。この場合において、提供を受けた役務又は取得した財貨の内容及び役務の対価又は財貨の取得価額の算定を当該役務又は財貨の公正な評価額によつたときには、その旨を注記しなければならない。

社に対する投資の金額並びに当該投資に対して持分法を適用した場合の投資の金額及び投資利益又は投資損失の金額を注記しなければならない。ただし、損益等からみて重要性の乏しい関連会社については除外してこれらの金額を算出することができる。

（自社株式オプション及び自社の株式を対価とする取引の注記）  
第八条の十六 第八条の十四の規定のほか、役務の受領又は財貨の取得の対価として自社株式オプションを付与又は自社の株式を交付している場合には、前条第一項各号に掲げる事項のうち該当する事項について、前条に準じて記載しなければならない。この場合において、提供を受けた役務又は取得した財貨の内容及び役務の対価又は財貨の取得価額の算定を当該役務又は財貨の公正な評価額によつたときには、その旨を注記しなければならない。

2・3 (略)

(資産除去債務に関する注記)

第八条の二十八 資産除去債務については、次の各号に掲げる資産除去債務の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができるとができる。

- 一 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの 次のイからニまでに掲げる事項
    - イ 当該資産除去債務の概要
    - ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法
    - ハ 当該事業年度における当該資産除去債務の総額の増減
  - ニ 当該資産除去債務の金額の見積りを変更したときは、その旨、変更の内容及び影響額
- 二 前号に掲げる資産除去債務以外の資産除去債務 次のイからハまでに掲げる事項
- イ 当該資産除去債務の金額を貸借対照表に計上していない旨
  - ロ 当該資産除去債務の金額を貸借対照表に計上していない理由
  - ハ 当該資産除去債務の概要

(注記の方法)

第九条 (略)

2 第八条の二十七の規定による注記は、前項の規定にかかわらず、

2・3 (略)

(新設)

(注記の方法)

第九条 (略)

2 前条の規定による注記は、前項の規定にかかわらず、キャッシュ

キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。この場合において、第八条の二の規定による記載は、同条の規定にかかわらず、第八条の二十七の規定による注記の次に記載しなければならない。

3 (略)

(流動資産の範囲)

第十五条 次に掲げる資産は、流動資産に属するものとする。

一 十 (略)

十一 前渡金(商品及び原材料(これらに準ずるものを含む。))の購入のための前渡金をいう。ただし、破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。 第十七条第一項第十号において同じ。)

十二 (略)

(流動資産の区分表示)

第十七条 流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

一 六 (略)

・フロー計算書の次に記載しなければならない。この場合において、第八条の二の規定による記載は、同条の規定にかかわらず、前条の規定による注記の次に記載しなければならない。

3 (略)

(流動資産の範囲)

第十五条 次に掲げる資産は、流動資産に属するものとする。

一 十 (略)

十一 前渡金(商品、原材料等の購入のための前渡金をいう。ただし、破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。 第十七条第一項第十三号において同じ。)

十二 (略)

(流動資産の区分表示)

第十七条 流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、副産物、半成工事、未着品たる商品若しくは原材料又は積送品たる商品、製品若しくは半製品で、その金額が資産の総額の百分の一を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

一 六 (略)

七 商品及び製品（半製品を含む。）

八 仕掛品

九 原材料及び貯蔵品

（削る）

（削る）

（削る）

十 十三 （略）

2 （略）

3 第一項の規定にかかわらず、同項第七号から第九号までに掲げる項目に属する資産については、たな卸資産の科目をもつて一括して掲記することができる。この場合においては、当該項目に属する資産の科目及びその金額を注記しなければならない。

（削る）

第十九条 第十七条第一項第十三号に掲げる項目に属する資産のうち、未収収益、短期貸付金（金融手形を含む。）、株主、役員若しくは従業員に対する短期債権又はその他の資産で、その金額が資産の総額の百分の一を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

第四十八条の四 資産除去債務のうち、一年内に履行されると認めら

七 商品

八 製品（副産物及び作業くずを含む。）

九 半製品（自製部分品を含む。）

十 原材料（購入部分品を含む。）

十一 仕掛品（半成工事を含む。）

十二 貯蔵品（補助材料を含む。）

十三 十六 （略）

2 （略）

3 第一項の区分において、自製部分品を半製品の項目に含めることが困難であると認められる場合には、同項の区分にかかわらず、当該資産を原材料の項目に含めて区分することができる。

4 第一項の区分において、購入部分品を原材料の項目に含めることが困難であると認められる場合には、同項の区分にかかわらず、当該資産を半製品の項目に含めて区分することができる。

第十九条 第十七条第一項第十六号の資産のうち、未収収益、短期貸付金（金融手形を含む。）、株主、役員若しくは従業員に対する短期債権又はその他の資産で、その金額が資産の総額の百分の一を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

（新設）

れるものは、流動負債に属するものとする。

(流動負債の区分表示)

第四十九条 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、未払配当金又は期限経過の未償還社債で、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の一を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

一〇十二 (略)

十三 資産除去債務

十四 (略)

二〇四 (略)

第五十一条の四 資産除去債務のうち、第四十八条の四に規定するものの以外のもは、固定負債に属するものとする。

(固定負債の区分表示)

第五十二条 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

一〇六 (略)

七 資産除去債務

(流動負債の区分表示)

第四十九条 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、未払配当金又は期限経過の未償還社債で、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の一を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

一〇十二 (略)

(新設)

十三 (略)

二〇四 (略)

(新設)

(固定負債の区分表示)

第五十二条 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

一〇六 (略)

(新設)

八・九 (略)

2・3 (略)

第五十三条 第五十二条第一項第九号に掲げる項目に属する負債のうち、株主、役員若しくは従業員からの長期借入金又はその他の負債で、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の一を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

(繰延税金資産及び繰延税金負債の表示)

第五十四条 第十七条第一項第十二号に掲げる繰延税金資産と第四十九条第一項第八号に掲げる繰延税金負債とがある場合には、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として流動資産又は流動負債に表示しなければならない。

2 (略)

(のれん及び負ののれんの表示)

第五十四条の二 第二十八条第一項第一号に掲げるのれん及び第五十二条第一項第八号に掲げる負ののれんがある場合には、両者を相殺した差額をのれん又は負ののれんとして無形固定資産又は固定負債に表示することができる。この場合には、相殺している金額に重要性が乏しい場合を除き、相殺している旨及び相殺前の金額を注記しなければならない。

七・八 (略)

2・3 (略)

第五十三条 第五十二条第一項第八号の負債のうち、株主、役員若しくは従業員からの長期借入金又はその他の負債で、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の一を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

(繰延税金資産及び繰延税金負債の表示)

第五十四条 第十七条第一項第十五号に掲げる繰延税金資産と第四十九条第一項第八号に掲げる繰延税金負債とがある場合には、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として流動資産又は流動負債に表示しなければならない。

2 (略)

(のれん及び負ののれんの表示)

第五十四条の二 第二十八条第一項第一号に掲げるのれん及び第五十二条第一項第七号に掲げる負ののれんがある場合には、両者を相殺した差額をのれん又は負ののれんとして無形固定資産又は固定負債に表示することができる。この場合には、相殺している金額に重要性が乏しい場合を除き、相殺している旨及び相殺前の金額を注記しなければならない。

(たな卸資産及び工事損失引当金の表示)

第五十四条の四 同一の工事契約に係るたな卸資産及び工事損失引当金がある場合には、両者を相殺した差額をたな卸資産又は工事損失引当金として流動資産又は流動負債に表示することができる。

(新設)

2 同一の工事契約に係るたな卸資産及び工事損失引当金がある場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一 同一の工事契約に係るたな卸資産及び工事損失引当金を相殺しないで表示している場合 その旨及び当該工事損失引当金に対応する当該たな卸資産の金額

二 前項の規定により同一の工事契約に係るたな卸資産及び工事損失引当金を相殺した差額を表示している場合 相殺している旨及び相殺表示したたな卸資産の金額

3 第十七条第二項の規定は、前項第二号に規定するたな卸資産について準用する。

(工事損失引当金繰入額の注記)

第七十六条の二 売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額については、その金額を注記しなければならない。

(新設)

(販売費及び一般管理費の範囲)

(販売費及び一般管理費の範囲)

第八十四条 会社の販売及び一般管理業務に関して発生したすべての費用は、販売費及び一般管理費に属するものとする。

(附属明細表の種類)

第二百一十一条 附属明細表の種類は、次に掲げるものとする。ただし、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、第三号、第四号及び第六号に掲げる附属明細表については、作成を要しない。

一〇五 (略)

六 資産除去債務明細表

2 前項各号の附属明細表の様式は、様式第七号から第十二号までに定めるところによる。

(特定事業を営む会社の附属明細表)

第二百二十二条 別記事業を営む株式会社又は指定法人のうち次の各号に掲げるものが法の規定により提出する附属明細表の用語、様式及び作成方法は、当該各号の定めるところによる。ただし、当該株式会社又は指定法人が連結財務諸表を作成している場合には、前条第一項第三号、第四号及び第六号に掲げる附属明細表又はこれらに相当する附属明細表については、作成を要しない。

第八十四条 会社の販売及び一般管理業務に関して発生したすべての費用は、販売費及び一般管理費に属するものとする。ただし、長期請負工事等の半成工事原価又は売上品原価に賦課又は配賦するものについては、販売費及び一般管理費として記載しないことができる。

(附属明細表の種類)

第二百一十一条 附属明細表の種類は、次に掲げるものとする。ただし、財務諸表の提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、第三号及び第四号に掲げる附属明細表については作成を要しない。

一〇五 (略)

(新設)

2 前項各号の附属明細表の様式は、様式第七号から第十一号までに定めるところによる。

(特定事業を営む会社の附属明細表)

第二百二十二条 別記事業を営む株式会社又は指定法人のうち次の各号に掲げるものが法の規定により提出する附属明細表の用語、様式及び作成方法は、当該各号の定めるところによる。ただし、当該株式会社又は指定法人が連結財務諸表を作成している場合には、前条第一項第三号及び第四号に掲げる附属明細表又はこれらに相当する附属明細表については作成を要しない。

一 (略)

二 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）又は長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）の適用を受ける株式会社及び農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府・農林水産省令第十六号）、商工組合中央金庫法施行規則（昭和十一年商工省・大蔵省令）、協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）、信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）又は労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号）の適用を受ける指定法人については、前条第一項第二号から第六号までに掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。

三 (略)

四 公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則（昭和二十七年建設省令第二十三号）の適用を受ける株式会社については、同令に定める別表中の有価証券明細表及び信託有価証券明細表を作成するとともに、前条第一項第二号から第六号までに掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。ただし、有価証券明細表及び信託有価証券明細表に記載する有価証券の種類及び銘柄については、株式は発行会社の事業の種類別に、その他のものは法第二条第一項に規定する有価証券の種類別に要約して記載することができる。

五 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の適用を受ける株式会社又は指定法人については、同令に定める書式による事業

一 (略)

二 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）又は長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）の適用を受ける株式会社及び農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府・農林水産省令第十六号）、商工組合中央金庫法施行規則（昭和十一年商工省・大蔵省令）、協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）、信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）又は労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号）の適用を受ける指定法人については、前条第一項第二号から第五号までに掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。

三 (略)

四 公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則（昭和二十七年建設省令第二十三号）の適用を受ける株式会社については、同令に定める別表中の有価証券明細表及び信託有価証券明細表を作成するとともに、前条第一項第二号から第五号までに掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。ただし、有価証券明細表及び信託有価証券明細表に記載する有価証券の種類及び銘柄については、株式は発行会社の事業の種類別に、その他のものは法第二条第一項に規定する有価証券の種類別に要約して記載することができる。

五 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の適用を受ける株式会社又は指定法人については、同令に定める書式による事業

費明細表を作成するとともに、前条第一項第二号から第六号までに掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。

六 電気通信事業会計規則の適用を受ける株式会社については、同令に規定する附属明細表のうち次に掲げるものを作成するとともに、前条第一項第四号及び第六号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。

イゝニ (略)

六の二 ガス事業会計規則の適用を受ける株式会社については、同令に規定する附属明細表のうち次に掲げるものを作成するとともに、前条第一項第三号、第四号及び第六号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。

イゝハ (略)

七 電気事業会計規則の適用を受ける株式会社については、同令に規定する附属明細表のうち次に掲げるものを作成するとともに、前条第一項第六号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。

イゝホ (略)

ヘ 借入金、長期未払債務、リース債務、雑固定負債及びコマースヤル・ペーパー明細表

ト (略)

八 特定目的会社の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十四号）の適用を受ける特定目的会社については、前条第一項各号

費明細表を作成するとともに、前条第一項第二号から第五号までに掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。

六 電気通信事業会計規則の適用を受ける株式会社については、同令に規定する附属明細表のうち次に掲げるものを作成するとともに、前条第一項第四号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。

イゝニ (略)

六の二 ガス事業会計規則の適用を受ける株式会社については、同令に規定する附属明細表のうち次に掲げるものを作成するとともに、前条第一項第三号及び第四号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。

イゝハ (略)

七 電気事業会計規則の適用を受ける株式会社については、同令に規定する附属明細表のうち次に掲げるものを作成するものとする。

イゝホ (略)

ヘ 借入金、長期未払債務、雑固定負債及びコマースヤル・ペーパー明細表

ト (略)

八 特定目的会社の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十四号）の適用を受ける特定目的会社については、前条第一項第一

に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。ただし、同条第一項第二号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成する場合には、特定資産（資産流動化法第二条第一項に規定する特定資産をいう。以下この号及び次条第一号において同じ。）をその内容に含めて特定資産及び有形固定資産等明細表として作成するものとする。

九・十 （略）

十一 高速道路事業等会計規則の適用を受ける株式会社については、同令に規定する附属明細表のうち固定資産等明細表並びに社債、長期借入金及び短期借入金の増減明細表を作成するとともに、前条第一項第一号、第五号及び第六号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。

十二 社会医療法人債を発行する社会医療法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の適用を受ける医療法人については、同令に規定する附属明細表のうち次に掲げるものを作成するとともに、前条第一項第六号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。

イ〜ホ （略）

十三 有価証券発行学校法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の適用を受ける学校法人等（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人又は同法第六十四条第四項に規定する法人をいう。別記第二十一号において同じ。）については、同令に規定する附属明細表のうち次に掲げる

号から第五号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。ただし、同条第一項第二号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成する場合には、特定資産（資産流動化法第二条第一項に規定する特定資産をいう。以下この号及び次条第一号において同じ。）をその内容に含めて特定資産及び有形固定資産等明細表として作成するものとする。

九・十 （略）

十一 高速道路事業等会計規則の適用を受ける株式会社については、同令に規定する附属明細表のうち固定資産等明細表並びに社債、長期借入金及び短期借入金の増減明細表を作成するとともに、前条第一項第一号及び第五号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。

十二 社会医療法人債を発行する社会医療法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の適用を受ける医療法人については、同令に規定する附属明細表のうち次に掲げるものを作成するものとする。

イ〜ホ （略）

十三 有価証券発行学校法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の適用を受ける学校法人等（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人又は同法第六十四条第四項に規定する法人をいう。別記第二十一号において同じ。）については、同令に規定する附属明細表のうち次に掲げる

ものを作成するとともに、前条第一項第六号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。

イ〜ハ (略)

(特定信託財産の附属明細表)

第二百二十三条 特定信託財産の附属明細表の用語、様式及び作成方法は、次の各号の定めるところによる。

- 一 特定目的信託財産計算規則の適用を受ける特定信託財産については、第二百二十一条第一項各号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。ただし、同条第一項第二号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成する場合には、特定資産をその内容に含めて特定資産及び有形固定資産等明細表として作成するものとする。

二 (略)

第二百二十五条 当該事業年度末及び直前事業年度末における短期借入金、長期借入金、リース債務及びその他の負債であつて、金利の負担を伴うもの（社債を除く。）の金額が当該各事業年度末における負債及び純資産の合計額の百分の一以下である場合には、第二百二十一条第一項第四号の附属明細表の作成を省略することができる。

第二百二十五条の二 当該事業年度末及び直前事業年度末における資産除去債務の金額が当該各事業年度末における負債及び純資産の合計

ものを作成するものとする。

イ〜ハ (略)

(特定信託財産の附属明細表)

第二百二十三条 特定信託財産の附属明細表の用語、様式及び作成方法は、次の各号の定めるところによる。

- 一 特定目的信託財産計算規則の適用を受ける特定信託財産については、第二百二十一条第一項第一号から第五号までに掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。ただし、同条第一項第二号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成する場合には、特定資産をその内容に含めて特定資産及び有形固定資産等明細表として作成するものとする。

二 (略)

第二百二十五条 当該事業年度末及び直前事業年度末における短期借入金、長期借入金及び金利の負担を伴うその他の負債（社債を除く。）の金額が当該各事業年度末における負債及び純資産の合計額の百分の一以下である場合には、第二百二十一条第一項第四号の附属明細表の作成を省略することができる。

(新設)

額の百分の一以下である場合には、第二百二十一条第一項第六号の附属明細表の作成を省略することができる。

第二百二十六条 前三条の規定により附属明細表の作成を省略した場合には、その旨を注記しなければならない。

第二百二十六条 第二百二十四条及び第二百二十五条の規定により附属明細表の作成を省略した場合には、その旨を注記しなければならない。

○ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）

改 正 案

現 行

様式第二号 【貸借対照表】	(単位：円)		様式第二号 【貸借対照表】	(単位：円)	
	前事業年度 (平成 年 月 日)	当事業年度 (平成 年 月 日)		前事業年度 (平成 年 月 日)	当事業年度 (平成 年 月 日)
資産の部			資産の部		
流動資産			流動資産		
現金及び預金	×××	×××	現金及び預金	×××	×××
受取手形	×××	×××	受取手形	×××	×××
貸倒引当金	△×××	△×××	貸倒引当金	△×××	△×××
受取手形（純額）	×××	×××	受取手形（純額）	×××	×××
売掛金	×××	×××	売掛金	×××	×××
貸倒引当金	△×××	△×××	貸倒引当金	△×××	△×××
売掛金（純額）	×××	×××	売掛金（純額）	×××	×××
リース債権	×××	×××	リース債権	×××	×××
貸倒引当金	△×××	△×××	貸倒引当金	△×××	△×××
リース債権（純額）	×××	×××	リース債権（純額）	×××	×××
リース投資資産	×××	×××	リース投資資産	×××	×××
貸倒引当金	△×××	△×××	貸倒引当金	△×××	△×××
リース投資資産（純額）	×××	×××	リース投資資産（純額）	×××	×××
有価証券	×××	×××	有価証券	×××	×××
商品及び製品	×××	×××	商品	×××	×××
仕掛品	×××	×××	製品	×××	×××
原材料及び貯蔵品	×××	×××	半製品	×××	×××
			原材料	×××	×××
			仕掛品	×××	×××
			貯蔵品	×××	×××
前渡金	×××	×××	前渡金	×××	×××
前払費用	×××	×××	前払費用	×××	×××
繰延税金資産	×××	×××	繰延税金資産	×××	×××
未収収益	×××	×××	未収収益	×××	×××
株主、役員又は従業員に対する短期債権	×××	×××	株主、役員又は従業員に対する短期債権	×××	×××
貸倒引当金	△×××	△×××	貸倒引当金	△×××	△×××
株主、役員又は従業員に対する短期債権（純額）	×××	×××	株主、役員又は従業員に対する短期債権（純額）	×××	×××
短期貸付金	×××	×××	短期貸付金	×××	×××
貸倒引当金	△×××	△×××	貸倒引当金	△×××	△×××
短期貸付金（純額）	×××	×××	短期貸付金（純額）	×××	×××
未収入金	×××	×××	未収入金	×××	×××
.....	×××	×××	.....	×××	×××

流動資産合計	×××	×××	流動資産合計	×××	×××
固定資産			固定資産		
有形固定資産			有形固定資産		
建物	×××	×××	建物	×××	×××
減価償却累計額	△×××	△×××	減価償却累計額	△×××	△×××
建物(純額)	×××	×××	建物(純額)	×××	×××
構築物	×××	×××	構築物	×××	×××
減価償却累計額	△×××	△×××	減価償却累計額	△×××	△×××
構築物(純額)	×××	×××	構築物(純額)	×××	×××
機械及び装置	×××	×××	機械及び装置	×××	×××
減価償却累計額	△×××	△×××	減価償却累計額	△×××	△×××
機械及び装置(純額)	×××	×××	機械及び装置(純額)	×××	×××
船舶	×××	×××	船舶	×××	×××
減価償却累計額	△×××	△×××	減価償却累計額	△×××	△×××
船舶(純額)	×××	×××	船舶(純額)	×××	×××
車両運搬具	×××	×××	車両運搬具	×××	×××
減価償却累計額	△×××	△×××	減価償却累計額	△×××	△×××
車両運搬具(純額)	×××	×××	車両運搬具(純額)	×××	×××
工具、器具及び備品	×××	×××	工具、器具及び備品	×××	×××
減価償却累計額	△×××	△×××	減価償却累計額	△×××	△×××
工具、器具及び備品(純額)	×××	×××	工具、器具及び備品(純額)	×××	×××
土地	×××	×××	土地	×××	×××
リース資産	×××	×××	リース資産	×××	×××
減価償却累計額	△×××	△×××	減価償却累計額	△×××	△×××
リース資産(純額)	×××	×××	リース資産(純額)	×××	×××
建設仮勘定	×××	×××	建設仮勘定	×××	×××
.....	×××	×××	.....	×××	×××
有形固定資産合計	×××	×××	有形固定資産合計	×××	×××
無形固定資産			無形固定資産		
のれん	×××	×××	のれん	×××	×××
特許権	×××	×××	特許権	×××	×××
借地権	×××	×××	借地権	×××	×××
商標権	×××	×××	商標権	×××	×××
実用新案権	×××	×××	実用新案権	×××	×××
意匠権	×××	×××	意匠権	×××	×××
鉱業権	×××	×××	鉱業権	×××	×××
漁業権	×××	×××	漁業権	×××	×××
ソフトウエア	×××	×××	ソフトウエア	×××	×××
リース資産	×××	×××	リース資産	×××	×××
.....	×××	×××	.....	×××	×××
無形固定資産合計	×××	×××	無形固定資産合計	×××	×××
投資その他の資産			投資その他の資産		
投資有価証券	×××	×××	投資有価証券	×××	×××
関係会社株式	×××	×××	関係会社株式	×××	×××
関係会社社債	×××	×××	関係会社社債	×××	×××

その他の関係会社有価証券	×××	×××	その他の関係会社有価証券	×××
出資金	×××	×××	出資金	×××
関係会社出資金	×××	×××	関係会社出資金	×××
長期貸付金	×××	×××	長期貸付金	×××
貸倒引当金	△×××	△×××	貸倒引当金	△×××
長期貸付金 (純額)	×××	×××	長期貸付金 (純額)	×××
株主、役員又は従業員に対する長期貸付金	×××	×××	株主、役員又は従業員に対する長期貸付金	×××
貸倒引当金	△×××	△×××	貸倒引当金	△×××
株主、役員又は従業員に対する長期貸付金 (純額)	×××	×××	株主、役員又は従業員に対する長期貸付金 (純額)	×××
関係会社長期貸付金	×××	×××	関係会社長期貸付金	×××
貸倒引当金	△×××	△×××	貸倒引当金	△×××
関係会社長期貸付金 (純額)	×××	×××	関係会社長期貸付金 (純額)	×××
破産更生債権等	×××	×××	破産更生債権等	×××
貸倒引当金	△×××	△×××	貸倒引当金	△×××
破産更生債権等 (純額)	×××	×××	破産更生債権等 (純額)	×××
長期前払費用	×××	×××	長期前払費用	×××
繰延税金資産	×××	×××	繰延税金資産	×××
投資不動産	×××	×××	投資不動産	×××
減価償却累計額	△×××	△×××	減価償却累計額	△×××
投資不動産 (純額)	×××	×××	投資不動産 (純額)	×××
.....	×××	×××	.....	×××
投資その他の資産合計	×××	×××	投資その他の資産合計	×××
固定資産合計	×××	×××	固定資産合計	×××
繰延資産	×××	×××	繰延資産	×××
創立費	×××	×××	創立費	×××
開業費	×××	×××	開業費	×××
株式交付費	×××	×××	株式交付費	×××
社債発行費	×××	×××	社債発行費	×××
開発費	×××	×××	開発費	×××
繰延資産合計	×××	×××	繰延資産合計	×××
資産合計	×××	×××	資産合計	×××
負債の部	×××	×××	負債の部	×××
流動負債	×××	×××	流動負債	×××
支払手形	×××	×××	支払手形	×××
買掛金	×××	×××	買掛金	×××
短期借入金	×××	×××	短期借入金	×××
リース債務	×××	×××	リース債務	×××
未払金	×××	×××	未払金	×××
未払費用	×××	×××	未払費用	×××
未払法人税等	×××	×××	未払法人税等	×××
繰延税金負債	×××	×××	繰延税金負債	×××
前受金	×××	×××	前受金	×××
預り金	×××	×××	預り金	×××
前受収益	×××	×××	前受収益	×××

修繕引当金	×××	×××	修繕引当金	×××	×××
.....	×××	×××	.....	×××	×××
資産除去債務	×××	×××	株主、役員又は従業員からの短期借入金	×××	×××
株主、役員又は従業員からの短期借入金	×××	×××	.....	×××	×××
従業員預り金	×××	×××	従業員預り金	×××	×××
.....	×××	×××	.....	×××	×××
流動負債合計	×××	×××	流動負債合計	×××	×××
固定負債			固定負債		
社債	×××	×××	社債	×××	×××
長期借入金	×××	×××	長期借入金	×××	×××
関係会社長期借入金	×××	×××	関係会社長期借入金	×××	×××
株主、役員又は従業員からの長期借入金	×××	×××	株主、役員又は従業員からの長期借入金	×××	×××
リース債務	×××	×××	リース債務	×××	×××
長期未払金	×××	×××	長期未払金	×××	×××
繰延税金負債	×××	×××	繰延税金負債	×××	×××
退職給付引当金	×××	×××	退職給付引当金	×××	×××
.....	×××	×××	.....	×××	×××
資産除去債務	×××	×××	負債のれん	×××	×××
負債のれん	×××	×××	負債のれん	×××	×××
.....	×××	×××	.....	×××	×××
固定負債合計	×××	×××	固定負債合計	×××	×××
負債合計	×××	×××	負債合計	×××	×××
純資産の部			純資産の部		
株主資本			株主資本		
資本金	×××	×××	資本金	×××	×××
資本剰余金	×××	×××	資本剰余金	×××	×××
資本準備金	×××	×××	資本準備金	×××	×××
その他資本剰余金	×××	×××	その他資本剰余金	×××	×××
資本剰余金合計	×××	×××	資本剰余金合計	×××	×××
利益剰余金			利益剰余金		
利益準備金	×××	×××	利益準備金	×××	×××
その他利益剰余金	×××	×××	その他利益剰余金	×××	×××
××積立金	×××	×××	××積立金	×××	×××
.....	×××	×××	.....	×××	×××
繰越利益剰余金	×××	×××	繰越利益剰余金	×××	×××
利益剰余金合計	×××	×××	利益剰余金合計	×××	×××
繰越利益剰余金	×××	×××	繰越利益剰余金	×××	×××
利益剰余金合計	×××	×××	利益剰余金合計	×××	×××
自己株式	△×××	△×××	自己株式	△×××	△×××
株主資本合計	×××	×××	株主資本合計	×××	×××
評価・換算差額等			評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	×××	×××	その他有価証券評価差額金	×××	×××
繰延ヘッジ損益	×××	×××	繰延ヘッジ損益	×××	×××
土地再評価差額金	×××	×××	土地再評価差額金	×××	×××
.....	×××	×××	.....	×××	×××
評価・換算差額等合計	×××	×××	評価・換算差額等合計	×××	×××
新株予約権	×××	×××	新株予約権	×××	×××

<p>純資産合計 負債純資産合計</p> <p>(記載上の注意) (略)</p>	<p>×××</p> <p>×××</p> <p>×××</p>	<p>純資産合計 負債純資産合計</p> <p>(記載上の注意) (略)</p>	<p>×××</p> <p>×××</p> <p>×××</p>
--	----------------------------------	--	----------------------------------

○ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）

改正案	現行
<p>様式第十号 【借入金等明細表】 (略) (記載上の注意) 1. 第49条第1項第3号に規定する短期借入金、同項第4号及び第52条第1項第4号に規定するリース債務、同項第2号及び第3号に規定する長期借入金（貸借対照表において流動負債として掲げられているものを含む。以下同じ。）並びに<u>その他の負債を伴うもの</u>（社債を除く。第5号において「<u>その他有利子負債</u>」という。）について記載すること。 2. ～6. (略)</p>	<p>様式第十号 【借入金等明細表】 (略) (記載上の注意) 1. 第49条第1項第3号に規定する短期借入金、同項第4号及び第52条第1項第4号に規定するリース債務、同項第2号及び第3号に規定する長期借入金（貸借対照表において流動負債として掲げられているものを含む。以下同じ。）並びに<u>金利の負担を伴うその他の負債</u>（社債を除く。第5号において「<u>その他有利子負債</u>」という。）について記載すること。 2. ～6. (略)</p>

○ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）

改 正 案

現 行

様式第十二号

【資産除去債務明細表】

区 分	前期末残高 (円)	当期増加額 (円)	当期減少額 (円)	当期末残高 (円)

(記載上の注意)

1. 貸借対照表に計上されている前期末及び当期末の資産除去債務について、当該資産除去債務に係る法的規制等の種類ごとの区分により記載すること。
2. 本明細表に記載すべき事項が第8条の28に規定する注記事項として記載されている場合には、その旨を記載することにより本明細表の記載を省略することができる。

(新設)